

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	食品・生活衛生課	整理番号	1-20
許認可等の種類	県生活衛生営業指導センターの事業の手数料徴収の承認			
根拠法令条例等・条項	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第57条の4第3項			
許認可等の概要	県生活衛生営業指導センターの事業についての手数料の額についての承認。			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) 【参考】平成元年4月26日付環指第75号厚生省生活衛生局指導課長通知「理容業・美容業及びクリーニング業に関する標準営業約款に係る手数料の改定について」			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	10日			
期間の制定根拠	—			